

# マニフェスト交付等状況報告書の作成手引き

平成30年2月26日改訂

- 報告対象者** 前年度において産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託し、紙マニフェストを交付した全ての事業者  
(2次マニフェストを交付した産業廃棄物中間処理業者も対象となります。) 2ページ参照
- 報告内容** 報告する事業者・事業場の事業概要・産業廃棄物の種類・処理委託先者に関すること 3～6ページ参照  
特殊なマニフェスト交付事例の記入方法 7・8ページ参照
- 提出先** 排出事業場が和歌山市となっている場合は和歌山市役所、それ以外の県内は県立各保健所  
電子申請・電子メールといった電子媒体による受付も行っています。 9～12ページ参照
- 報告様式** 様式第三号（廃掃法施行規則第八条の二十七関係） 13ページ参照
- 参照** 産業分類表、産業廃棄物の種類一覧および重量換算表 14～18ページ参照
- 提出期限** 毎年4月1日から6月30日までの間
- 根拠法令** 廃掃法第12条の3第7項「管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 罰則** 本報告を提出しなかった場合は、廃掃法第12条の6第1項による勧告及び同条第2項により公表されることがあります。  
改善が見られない場合は必要な措置をとるよう命ぜられる場合があり、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

# 和歌山県・和歌山市へのマニフェスト交付状況等の報告対象者

県内に事業場を置く排出事業者

産業廃棄物の処理を委託した事業者

## 報告対象者

産業廃棄物の処理を委託する際に紙マニフェストを交付した者

## 報告非対象者

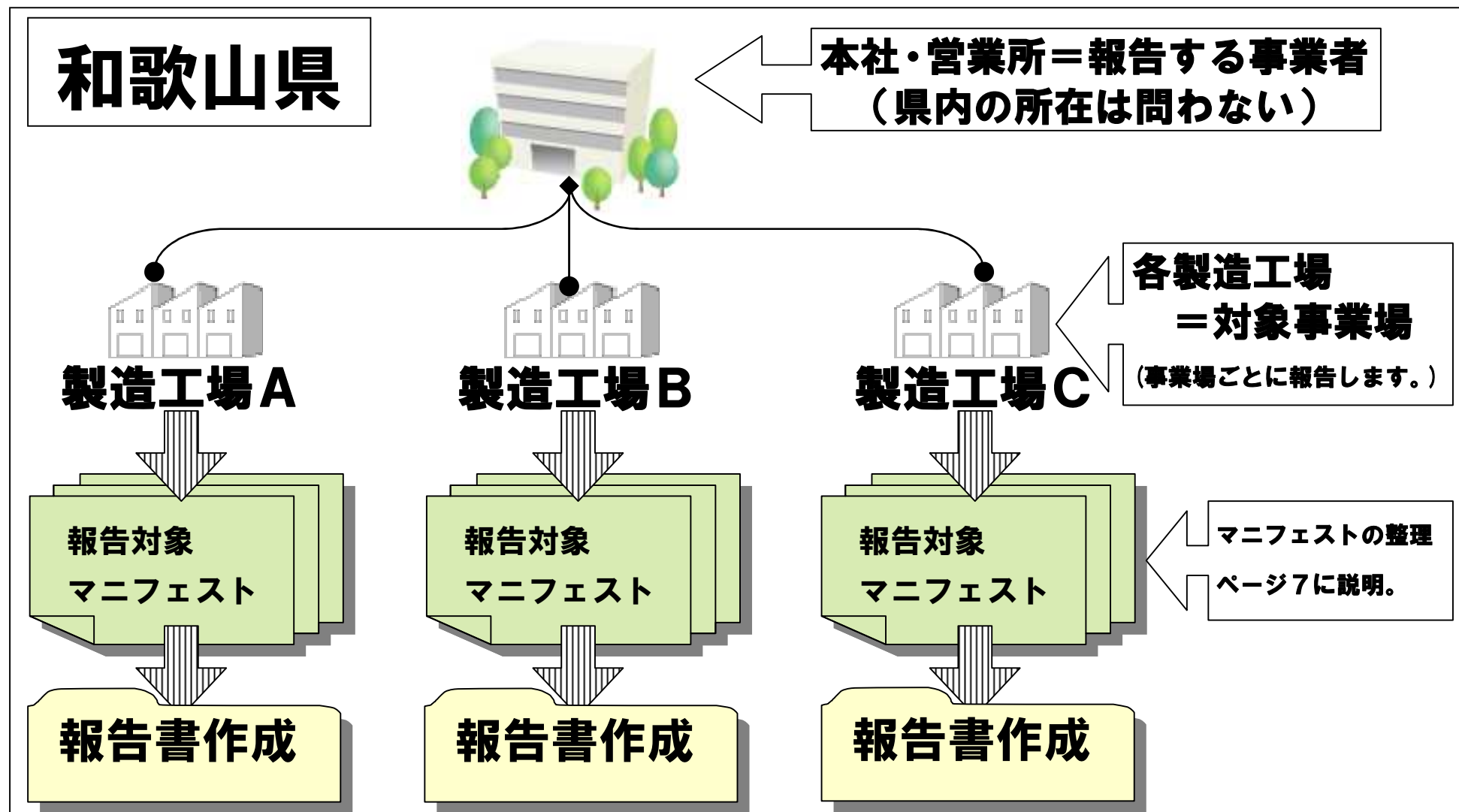
電子マニフェストを利用して処理した者

廃掃法施行規則第8条の19に示されるマニフェストの交付を必要としない処理を行った場合

注意：電子マニフェストに加入している事業者であっても、紙マニフェストの交付実績がある場合はその分について報告してください。

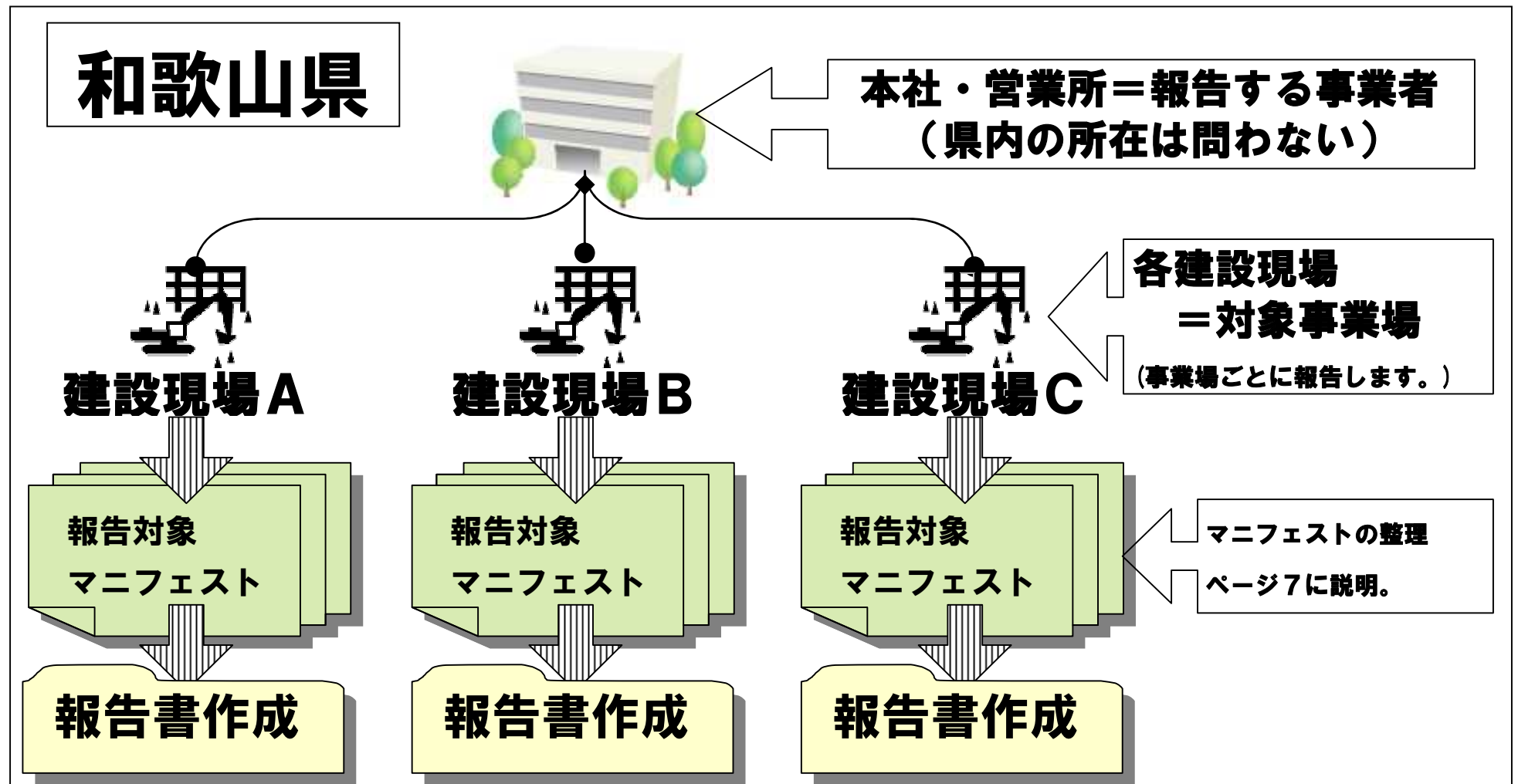
マニフェストを交付した実績のある事業者全てが排出事業場の所在する都道府県（和歌山市等の政令市に限り、政令市）への報告対象者となります。

# 報告書作成① (製造業)



注意：生産工場が県内で一カ所の場合は、その事業場について報告してください。

## 報告書作成② (建設業)



注意：報告年度内において建設事業場が県内で一カ所の場合は、それについて報告してください。  
工事期間が短い物については、一つの報告書にまとめても構いません。

# 報告書作成③－事業者・事業場情報の記入－

宛名は「和歌山県知事」  
もしくは「和歌山市長」  
としてください。

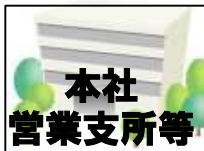
報告年度（マニフェスト  
を交付した年度）を記入  
してください。

提出年月日  
を記入して  
ください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（年度）

年月日

和歌山県知事 殿




**本社  
営業支所等**

**本社の情報を記入  
してください。**

報告者  
住 氏 所 名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種	
事業場の所在地		電話番号	

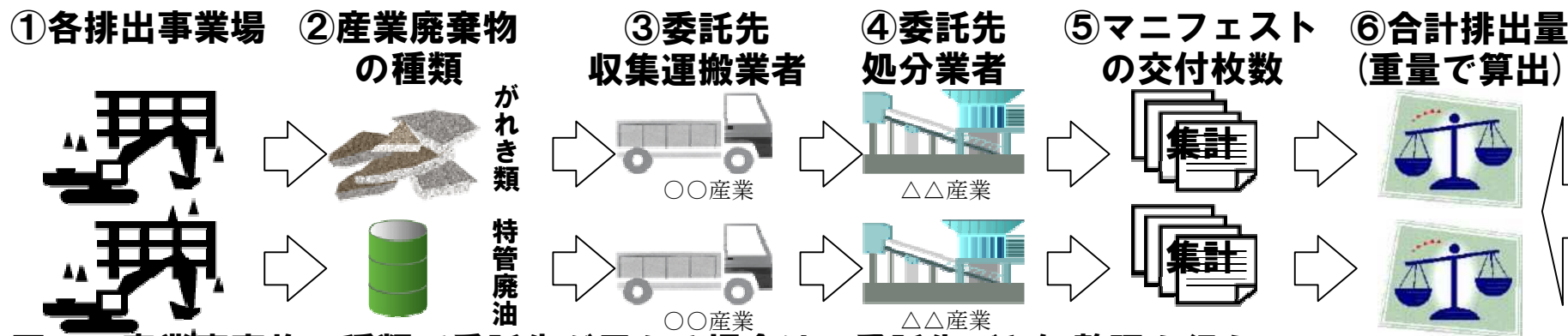


**排出事業場**

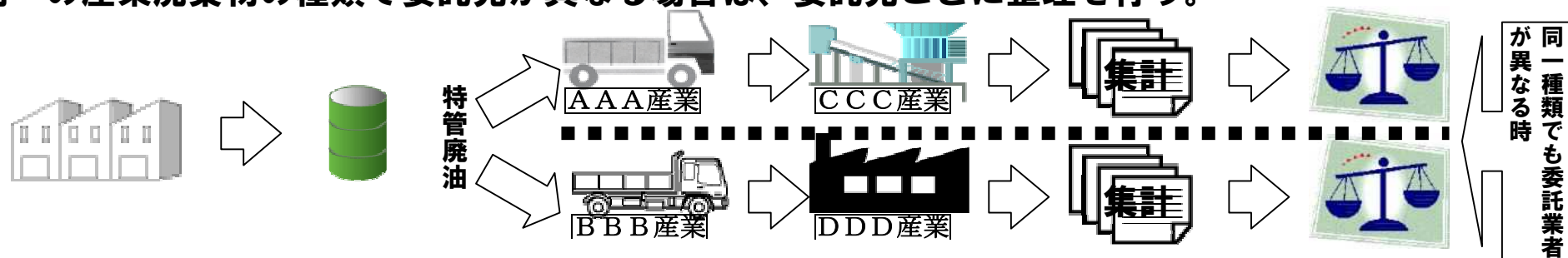
**産業廃棄物を排出した事業場の  
情報を記入してください。**

# 報告書作成④ーマニフェストの整理ー

(1) 産業廃棄物の種類、委託先処理業者ごとに整理して排出量と交付枚数の合計を算出する。



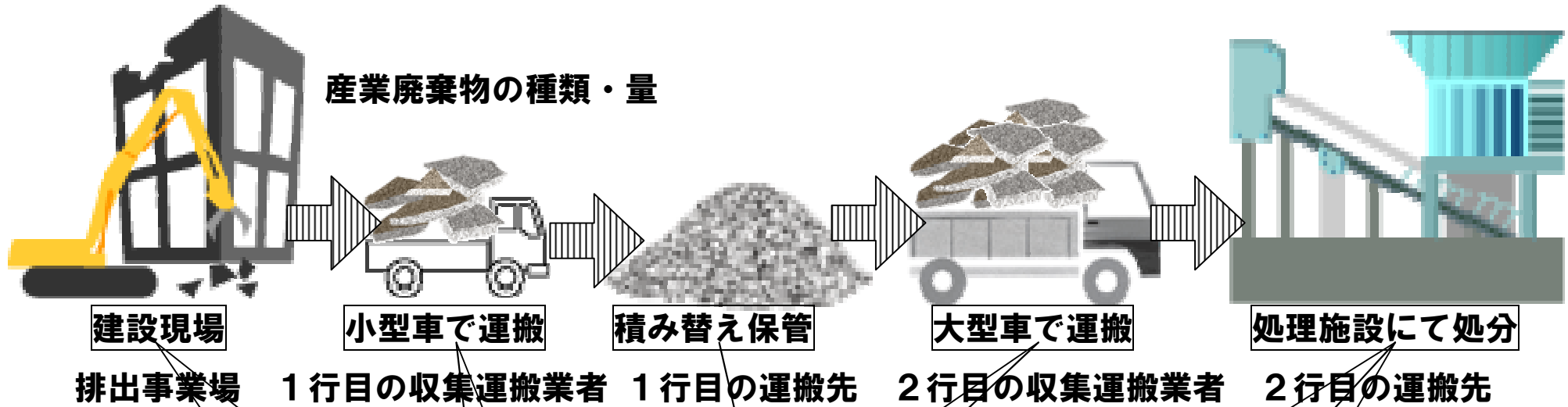
(2) 同一の産業廃棄物の種類で委託先が異なる場合は、委託先ごとに整理を行う。



番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	100	10	XXXXXXXXXX	〇〇産業	和歌山県〇〇市△△	XXXXXXXXXX	△△産業	
1	特管引火性廃油	20	10	XXXXXXXXXX	〇〇産業	和歌山県〇〇市△△	XXXXXXXXXX	△△産業	

運搬先が処分先と同じ場合には、処分場所欄に斜線を引いてください。

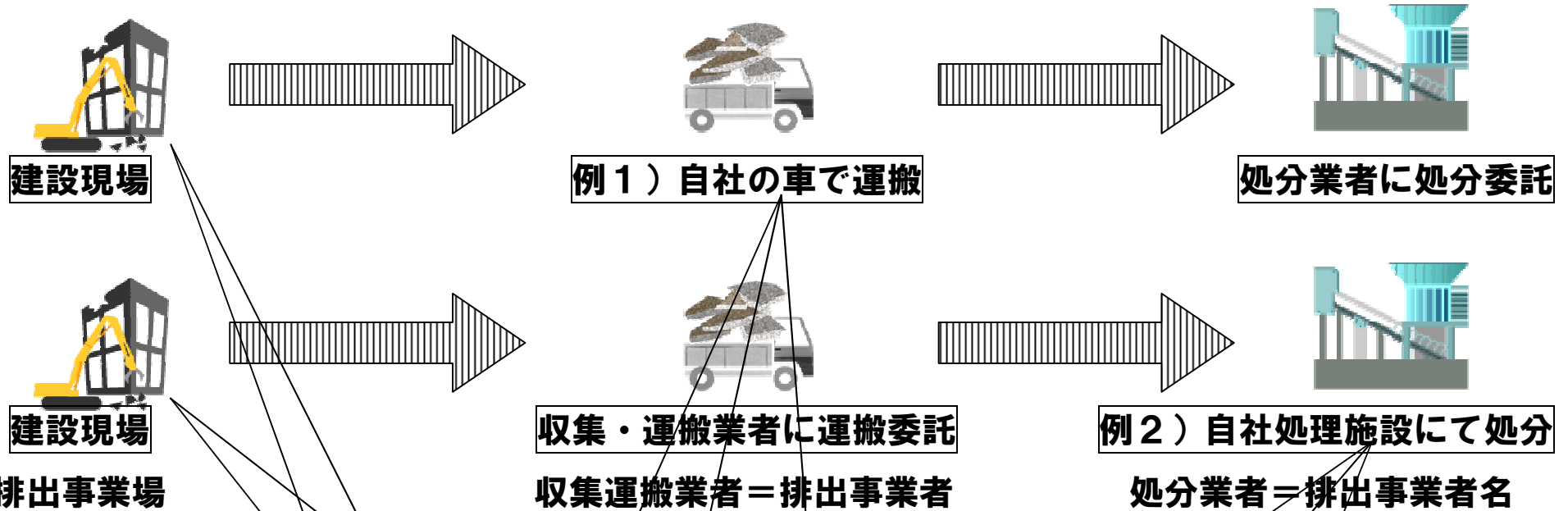
# 積み替え保管用マニフェストを使用した場合の報告例



事業場の名称	建設現場の事業場名 (又は工事名)				業種				
事業場の所在地	建設現場の住所				電話番号	073-〇〇〇-△△△△			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
① 1	②がれき類	②100	②10	XXXXXXXXXX	〇〇産業	積み替え保管場所	③	③	
① 1	②	②	②	XXXXXXXXXX	△△産業	処分施設場所	④XXXXXXXXXX	④〇〇産業	

注意：積み替え保管の入力時には、その旨が分かるように①番号は各行共通番号を記入、②最初の行のみに産業廃棄物の種類・量を記入③積み替え保管実施の場合は処分業者欄に斜線を引き、④最終行のみに処分先を記入してください。

# 自己処理（運搬もしくは処分）を行った場合の報告例



事業場の名称		建設現場の事業場名（又は工事名）				業種			
事業場の所在地		建設現場の住所				電話番号 073-〇〇〇-△△△△			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
例1 自己運搬	がれき類	100	10	①	①事業者名	和歌山県〇〇市△△	XXXXXXXXXX	〇〇産業	
例2 自己処分	がれき類	100	10	XXXXXXXXXX	〇〇産業	和歌山県〇〇市△△	①	①事業者名	

**注意：①自己処理に該当する受託者の許可番号欄に斜線を引き、氏名記入欄に事業者名を記入してください。**



# 報告書の提出先について－和歌山県・和歌山市の区分－

事業場・建設現場の  
所在地による区分



※事業場・建設現場の所在地によって、報告書の提出先が変わりますのでご注意ください。

## ① 報告書の提出先

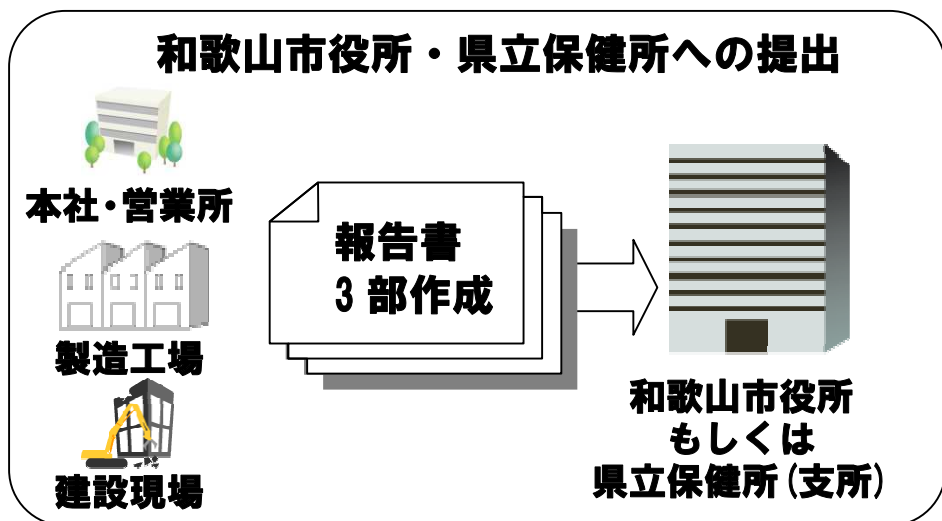
和歌山市に所在する排出事業場に関する報告は和歌山市に、和歌山市以外の和歌山県内の排出事業場については和歌山県に提出してください。

## ② 報告書の提出先の宛名

和歌山市に提出する報告書は、「和歌山市長」、和歌山県に提出する報告書は「和歌山県知事」と宛名を記入してください。

事業場の所在地	和歌山市内	和歌山市以外の県内
報告書		
報告書提出先	和歌山市	和歌山県
報告書の宛名	和歌山市長	和歌山県知事

# 書面による報告書の提出先について

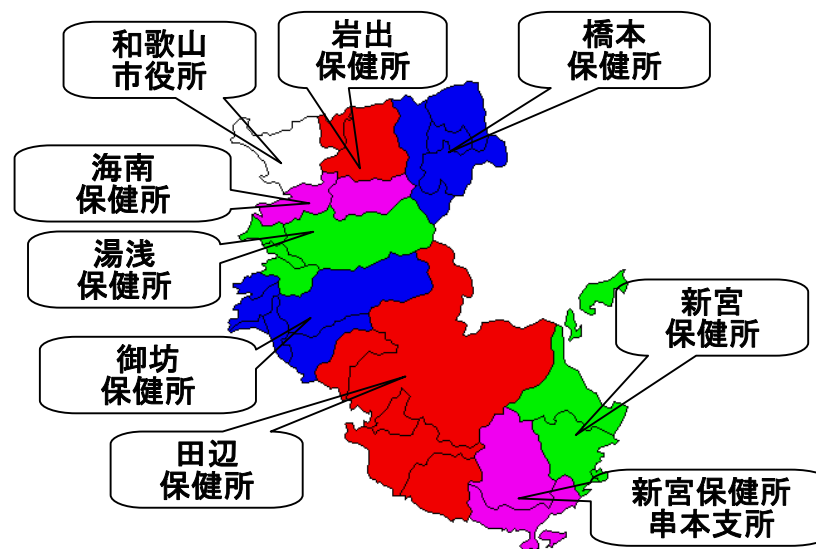


※排出事業場を管轄する県立各保健所に3部提出してください。

※本社もしくは事業場を管理する方が提出しても構いません。

※和歌山県への報告者で、県内に本社・支社等が常時所在しない事業者に関し、県庁循環型社会推進課で受付を行います。

提出先	排出事業場の所在エリア(市町村)	
<b>和歌山市役所</b>	<b>和歌山市</b>	
<b>県立保健所・支所</b>	海南保健所	海南市・紀美野町
	岩出保健所	岩出市・紀の川市
	橋本保健所	橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町
	湯浅保健所	有田市・湯浅町・広川町・有田川町
	御坊保健所	御坊市・由良町・日高川町・印南町・日高町・美浜町
	田辺保健所	田辺市・みなべ町・上富田町・白浜町・すさみ町
	新宮保健所	新宮市・太地町・那智勝浦町・北山村
	串本支所	串本町・古座川町



**和歌山県内の行政区分・管轄エリア**



# 本報告の問い合わせ先・提出先

## ※和歌山市外の事業場(建設現場)に関する報告

### ①県内に常駐する事業場のない事業者の書面による報告、もしくは電子媒体を用いた報告は下記まで

和歌山県庁 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 廃棄物指導室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2681

FAX番号 073-441-2685

メールアドレス [e0318004@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0318004@pref.wakayama.lg.jp) (電子媒体受付メールアドレス)

※県外業者の郵送による報告書の提出の際には、封筒に「マニフェスト交付等状況報告書在中」と記入してください。

### ②書面による提出は以下の県立保健所・支所の衛生環境課まで

海南保健所(海草振興局健康福祉部)

〒642-0022 海南市大野中 939

電話番号 073-483-8825

御坊保健所(日高振興局健康福祉部)

〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2

電話番号 0738-22-3481

岩出保健所(那賀振興局健康福祉部)

〒649-6223 岩出市高塚 209

電話番号 0736-61-0022

田辺保健所(西牟婁振興局健康福祉部)

〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1

電話番号 0739-22-1200

橋本保健所(伊都振興局健康福祉部)

〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927

電話番号 0736-42-5443

新宮保健所(東牟婁振興局健康福祉部)

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2丁目 4-8

電話番号 0735-21-9631

湯浅保健所(有田振興局健康福祉部)

〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1

電話番号 0737-64-1293

新宮保健所串本支所

〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193

電話番号 0735-72-0136

### ③産業廃棄物中間処理業者の報告に関する窓口

和歌山県庁 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 産業廃棄物班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2692

FAX番号 073-441-2685

## ※和歌山市内の事業場(建設現場)に関する報告

### ①書面による提出のみ受付します。

和歌山市役所 市民環境局 環境部 産業廃棄物課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23番地

電話番号 073-435-1221

FAX番号 073-435-1366

メールアドレス [sangyohaiki@city.wakayama.lg.jp](mailto:sangyohaiki@city.wakayama.lg.jp)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

報告者  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種					
事業場の所在地				電話番号					
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

## 産業分類表

産業分類は該当する中分類を記載して下さい。			
大分類	中分類	大分類	中分類
農業, 林業		卸売業, 小売業	
	農業		各種商品卸売業
	林業		繊維・衣服等卸売業
漁業			飲食料品卸売業
	漁業（水産養殖業を除く）		建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	水産養殖業		機械器具卸売業
鉱業, 採石業, 砂利採取業			その他の卸売業
	鉱業, 採石業, 砂利採取業		各種商品小売業
建設業			織物・衣服・身の回り品小売業
	総合工事業		飲食料品小売業
	職別工事業（設備工事業を除く）		機械器具小売業
	設備工事業		その他の小売業
製造業			無店舗小売業
	食料品製造業	金融業, 保険業	
	飲料・たばこ・飼料製造業		銀行業
	繊維工業		協同組織金融業
	木材・木製品製造業（家具を除く）		貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	家具・装備品製造業		金融商品取引業, 商品先物取引業
	パルプ・紙・紙加工品製造業		補助的金融業等
	印刷・同関連業		保険業（保険媒介代理業, 保健サービス業を含む）
	化学工業	不動産業, 物品賃貸業	
	石油製品・石炭製品製造業		不動産取引業
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		不動産賃貸業・管理業
	ゴム製品製造業		物品賃貸業
	なめし革・同製品・毛皮製造業	学術研究, 専門・技術サービス業	
	窯業・土石製品製造業		学術・開発研究機関
	鉄鋼業		専門サービス業（他に分類されないもの）
	非鉄金属製造業		広告業
	金属製品製造業		技術サービス業（他に分類されないもの）
	はん用機械器具製造業	宿泊業, 飲食サービス業	
	生産用機械器具製造業		宿泊業
	業務用機械器具製造業		飲食店
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		持ち帰り・配達飲食サービス業
	電気機械器具製造業	生活関連サービス業, 娯楽業	
	情報通信機械器具製造業		洗濯・理容・美容・浴場業
	輸送用機械器具製造業		その他の生活関連サービス業
	その他の製造業		娯楽業
電気・ガス・熱供給・水道業		教育, 学習支援業	
	電気業		学校教育
	ガス業		その他の教育, 学習支援業
	熱供給業	医療, 福祉	
	水道業		医療業
情報通信業			保健衛生
	通信業		社会保険・社会福祉・介護事業
	放送業	複合サービス業	
	情報サービス業		郵便局（別掲を除く）
	インターネット附随サービス業		協同組合（他に分類されないもの）
	映像・音声・文字情報制作業	サービス業（他に分類されないもの）	
運輸業, 郵便業			廃棄物処理業
	鉄道業		自動車整備業

	道路旅客運送業		機械等修理業（別掲を除く）
	道路貨物運送業		職業紹介・労働者派遣業
	水運業		その他の事業サービス業
	航空運輸業		政治・経済・文化団体
	倉庫業		宗教
	運輸に附帯するサービス業		その他のサービス業
	郵便業（信書便事業を含む）		外国公務
			公務（他に分類されないもの）
			国家公務
			地方公務
			分類不能の産業
			分類不能の産業

産業廃棄物の種類一覧および重量換算表

廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	比重
燃え殻	石炭がら, 焼却灰, 炉清掃排出物, 廃活性炭等	1.14
汚泥	排水処理汚泥, メッキ汚泥, 研磨かす, 建設系汚泥, 生コン残さ, 製造工程から出る泥状物等	1.10
廃油	廃潤滑油, 廃切削油, アルコール等の廃溶剤, 廃タールピッチ, 固形石鹼等	0.90
廃酸	廃硫酸, 廃塩酸, 廃定着液 廃鉛バッテリー液等	1.25
廃アルカリ	廃ソーダ液, 廃アンモニア液, 廃現像液, 金属石鹼廃液, 自動車不凍液 等	1.13
廃プラスチック類	廃タイヤ, 自動車用プラスチックバンパー, 廃農業用ビニール, プラスチック製廃容器包装, 発泡スチロール, 発砲ウレタン, 発泡ポリスチレン, 塩化ビニル製建設資材等	0.35
紙くず	紙, 板紙のくず, ダンボール等 (紙・紙加工品製造業, 印刷出版業等に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う紙くず(建設業)	0.30
木くず	木材片, おがくず, バーク類, 廃木製パレット等 (木材, 木製品製造業, パルプ製造業等に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う木くず(建設業)	0.55
繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず (繊維工業(縫製を除く)に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う繊維くず(建設業)	0.12
動植物性残さ	魚・獣の骨, 皮, 内臓のあら, のりかす, 醸造かす等 (食料品, 医薬品製造業等に限る)	1.00
ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る	0.52
金属くず	空き缶, 鉄くず, 非鉄金属くず, 半田かす 切削くず等	1.13
ガラスくず等	ガラスくず(カレット, ガラス製廃容器包装, ロックウール, 石綿(非飛散性) グラスウール, 岩綿吸音板 等) 陶磁器くず(コンクリートくず, 石膏ボード, ALC 等) (工作物の新築, 改築又は除去によるものを除く。)	1.00
鋳さい	高炉, 平炉, 転炉, 電気炉等の残さ, 鋳物廃砂, 不良鋳石, ボタ, キューポラのノロ等	1.93
がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生ずるモルタル片, 廃石膏ボード, スレートくず, ガラスくず, 陶磁器くず, その他これに類する不要物 ※木くず, 紙くず, 繊維くず, 廃プラスチック類等が混合している場合は建設系混合廃棄物(2000)に記入すること	1.48
がれき類(コンクリート破片)	コンクリートの破片	1.48
がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	アスファルトコンクリート片	1.48
動物のふん尿	牛, 馬, 豚, にわとり等のふん尿 (畜産農業, 畜産類似業に限る)	1.00
動物の死体	牛, 馬, 豚, にわとり等の死体 (畜産農業, 畜産類似業に限る)	1.00
ばいじん	大防法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの (電気集じん器捕集ダスト, 集じん器捕集ダスト)	1.26
13号廃棄物	汚泥等のコンクリート固化物など, 上記0100~1800及び4000の産業廃棄物を処分するために処	1.00



	理したもの	
建設混合廃棄物	安定型, 管理型建設混合廃棄物 ※がれき類 (1500) 以外の建設系廃棄物が混合したもの	0.26
安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物 (建設業より排出される物を除く。)	0.26
管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物 (建設業より排出される物を除く。)	0.26
シュレッターダスト	工業用シュレッダーで廃家電や廃自動車を破碎し、金属などを回収した後に、産廃として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物	0.26
石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物 (法第2条第4項) であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの (2400~2470以外若しくは混合物で、特管 (有害) 廃石綿等 (7421) を除く)	1.00
石綿 (建設混合廃棄物)	石綿含有産業廃棄物を含む混合廃棄物	0.26
石綿 (ガラスくず等)	石綿含有産業廃棄物を含むガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
石綿 (廃プラスチック類)	石綿含有産業廃棄物を含む廃プラスチック類	0.35
石綿 (がれき類)	石綿含有産業廃棄物を含むがれき類	1.48
石綿 (紙くず)	石綿含有産業廃棄物を含む紙くず	0.30
石綿 (木くず)	石綿含有産業廃棄物を含む木くず	0.55
石綿 (繊維くず)	石綿含有産業廃棄物を含む繊維くず	0.12
廃自動車	廃自動車, 廃二輪車, バイク, 自転車	1.00
廃電気機械器具	廃電気機械器具	1.00
医療用計測器類 (水銀体温計)	水銀体温計	0.28
医療用計測器類 (水銀血圧計)	水銀血圧計	0.48
廃電池類	廃バッテリー, 鉛蓄電池, 乾電池	1.00
複合材	2つ以上の異なる素材を一体的に組み合わせた材料	1.00
動物系固形不要物	牛, 豚・食鳥等の不可食部分等の不要物 (と畜場, 食鳥処理業に限る)	1.00
特管 引火性廃油	引火性廃油 (揮発油類, 灯油類, 軽油類)	0.90
特管 引火性廃油 (有害)	引火性廃油 (揮発油類, 灯油類, 軽油類) で、基準値を超える特定有害物質 (*一覽参照) を含む廃油 (ベンゼン・ジクロロメタン・四塩化炭素など)	0.90
特管 廃強酸	廃酸 (pHが2.0以下のもの)	1.25
特管 廃強酸 (有害)	廃酸 (pHが2.0以下のもの) で、基準値を超える特定有害物質 (*一覽参照) を含む酸性廃液 (硫酸クロム・絵の具廃液「丹」など)	1.25
特管 廃強アルカリ	廃アルカリ (pHが12.5以上のもの)	1.13
特管 廃強アルカリ (有害)	廃アルカリ (pHが12.5以上のもの) で、基準値を超える特定有害物質 (*一覽参照) を含むアルカリ性廃液 (水酸化カドミウム・ジクロロリン酸メチルなど)	1.13
特管 感染性廃棄物	感染性廃棄物 (感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物)	0.30
特定有害産業廃棄物	産業廃棄物のうち、危険性が高く人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるもの (7411~7429以外若しくは混合物)	1.00

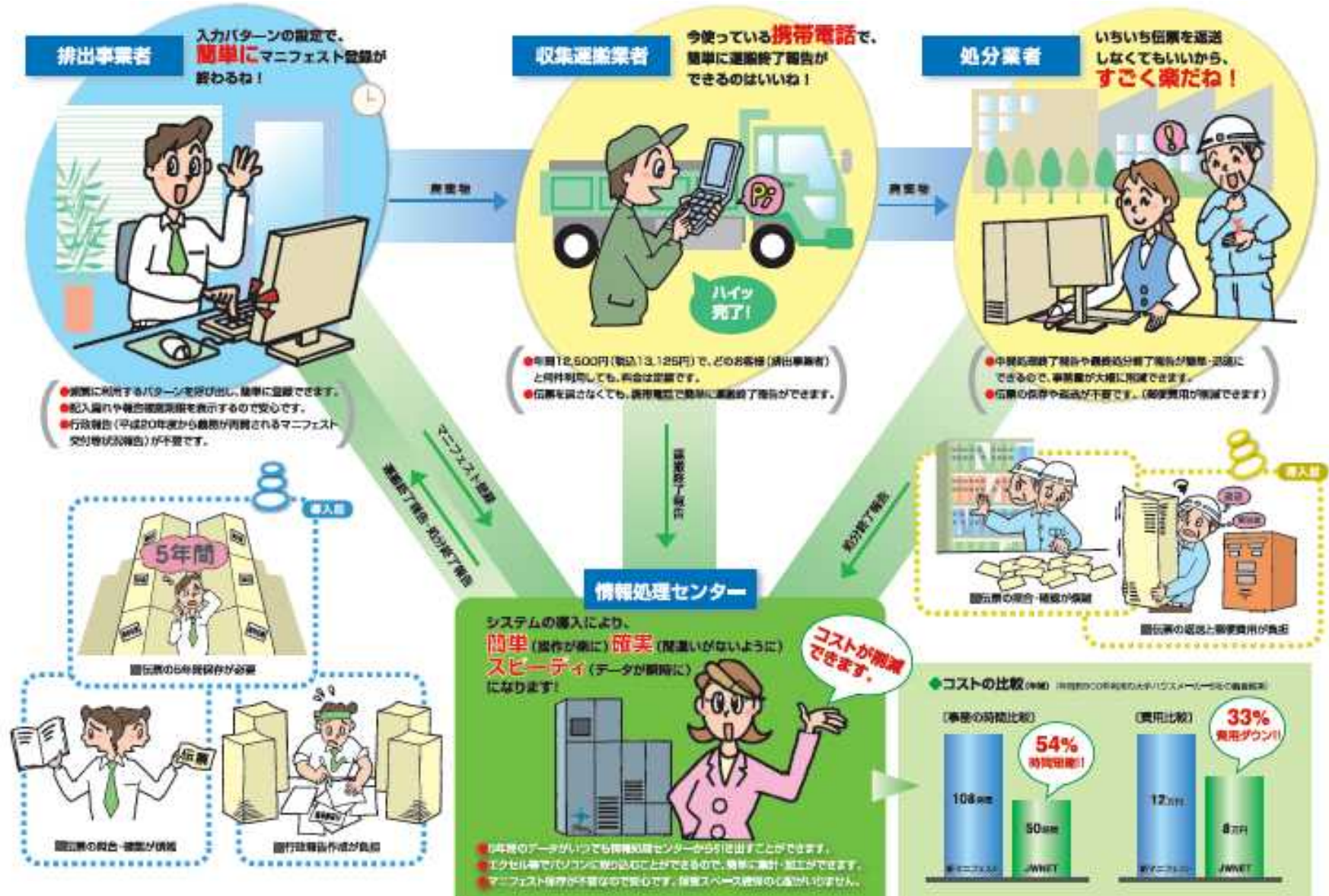
特管(有害) 廃 PCB 等	廃 PCB 等及び PCB を含む廃油	1.00
特管(有害) PCB 汚染物	PCB が塗布され、又は染みこんだ木くず・繊維くず、PCB が付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCB が付着した陶磁器くず	1.00
特管(有害) PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの	1.00
特管(有害) 廃水銀等	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13.57
特管(有害) 廃石綿等	廃石綿等（飛散性）	0.30
特管(有害) 指定下水汚泥	下水汚泥	1.10
特管(有害) 鉱さい	鉱さい（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.93
特管(有害) 燃え殻	燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.14
特管(有害) 廃油	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	0.90
特管(有害) 汚泥	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.10
特管(有害) 廃酸	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.25
特管(有害) 廃アルカリ	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.13
特管(有害) ばいじん	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.26
特管 13号廃棄物	上記 7400～7429 の特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00

\*特定有害物質とは、以下の物質を示す。

カドミウム、鉛、有機リン化合物、クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

注意：可能な限り、上表に示す分類に当てはめてください。

# 〔参考〕電子マニフェストを利用すると報告書の提出が不要です。



問い合わせは（財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html> まで。